最終更新日：2016年2月26日
株式会社ジャステック
代表取締役社長 中谷 昇
問合せ先：総務経理本部本部長 市田 行雄
証券コード：9717
http://www.jastec.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会から求められている価値観および倫理観に基づいて、持続可能な価値創造と市場創造に向け、特に経営の透明性の確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
神山茂	2,953,600	16.15
有限会社サスヤマ	1,200,000	6.56
ジャステック従業員持株会	1,005,794	5.50
東京海上日動火災保険株式会社	593,280	3.24
第一生命保険株式会社	550,000	3.00
日本生命保険相互会社	402,480	2.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	339,000	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	324,900	1.77
太田忠雄	220,000	1.20
市田行雄	220,000	1.20

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹田 正人	他の会社の出身者											
永島 豊	公認会計士											
松本 実	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹田 正人	○	○	(該当事項なし)	他社の経理部門および監査役の要職を務め、また、当社でも社外監査役として職務を適切に遂行してきました。企業経営に関する豊富な知識および経験から、当社の経営および監査等への貢献を期待して常勤の監査等委員である社外取締役に選任いたしました。
永島 豊	○	○	(該当事項なし)	公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有する会計の専門家で、当社においては社外監査役の職務を適切に遂行してきました。 当社の経営および監査等への貢献を期待して監査等委員である社外取締役に選任いたしました。
松本 実	○	○	平成24年9月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ	公認会計士として財務および会計に関する相当の知見を有する会計の専門家

			に所属し公認会計士として勤務されていました。その間、当社の監査には関与しておりません。	で、他社の社外監査および社外取締役の要職を務め、また、当社においても社外監査役の職務を適切に遂行してきました。 当社の経営および監査等への貢献を期待して監査等委員である社外取締役に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会、会計監査入、内部監査部門の緊密な連絡体制が構築されているため。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

1. 監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

2. 監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。

3. 監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連結会等において、意見交換を実施することができることとします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、これからの会社の発展を支えていく監査等委員以外の取締役および従業員に、会社の業績向上に資するインセンティブを付与し、資産形成の一助とするため、株主総会の承認を得て税制適格ストックオプションを発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、これまでに、通算で14回のストックオプションを付与しており、
その行使可能ストックオプションの残存総数は平成28年2月25日現在、555，800株です。
なお、2月25日の株主総会において、新たに160，900株を上限とするストックオプションの付与が承認されました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成28年2月25日をもって監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、取締役の報酬等の額の決定に関する方針は、次のとおりとなります。
a. 固定報酬
監査等委員以外の取締役の固定報酬につきましては、世間水準、経営内容および社員給与等とのバランスを考慮して、平成28年2月25日開催の定時株主総会で決議いただいた当該取締役の報酬総額の限度内（年額1億5千万円以内）において、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の固定報酬につきましては、平成28年2月25日開催の定時株主総会で決議いただいた当該取締役の報酬総額の限度内（年額3千万円以内）において、当該取締役の協議により決定しております。
b. 賞与
取締役の賞与につきましては、業績連動賞与のみを支給することとし、株主総会の決議をいただいた後、支給します。これにより、取締役の報酬の一部が業績に連動することになり、業績および企業価値の向上に対する当該取締役の経営責任が一層明確になります。
[取締役の業績連動賞与の算定方法]
当社は、社員に対して、定期賞与とは別に、期初に策定した事業計画（年度予算）で設定した経常利益額および経常利益率の達成状況に応じて当該計画値を超える相当額を利益還元賞与として支給する業績賞与制度を有しております。当該業績賞与の支給月数は取締役会にて決定しておりますが、取締役の業績連動賞与の支給月数はこれに準じて、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については当該取締役の協議により決定しております。
・各取締役の業績連動賞与＝各取締役の取締役報酬月額× 業績連動賞与の月数
ただし、各取締役の取締役報酬月額の6ヶ月を上限といたします。
c. ストックオプション
監査等委員以外の取締役のストックオプションにつきましては、各期のストックオプションとして当該取締役に発行する新株予約権に関する報酬等の額を当該期の株主総会で決議いただいた当該報酬総額の限度内において、取締役会で決定しております。なお、監査等委員である取締役にはストックオプションは付与しない方針であります。
d. 退職慰労金
取締役の退職慰労金につきましては、株主総会において贈呈の決議をいただいた後、その具体的金額および贈呈の時期、方法等は、監査等委員以外の取締役については取締役会の決議により、監査等委員である取締役については当該取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

1．当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。
なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。
2．当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、社会から求められている価値観および倫理観に基づいて、持続可能な価値創造と市場創造に向け、特に経営の透明性の確保および適時適切な情報開示に取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化を図っていく方針であります．この方針に基づき、当社の業務執行および監督の仕組みを以下のとおりとしております．

イ　民主的経営の実践
中長期事業計画、予算および経営課題などに関する重要な経営情報について、取締役および社員による共有化を図る一方、社員からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社肉の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践しております。

ロ　取締役会の充実
毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備しております。また、これらの議論および決定事項は、前述の民主的な経営の実躍の中で広く社員へも情報開示されております。

ハ　執行役員制度の導入
執行役員制度を導入し、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに義務執行に対する監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、平成28年2月25日をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。
　なお、監査等委員である取締役3名全員は、社外取締役であり、豊富な実務の知見から取締役会などの意思決定において客観的な監督機能を果たす者であります。
　これにより、取締役会の監督様能のより一層の強化、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実および企業価値の向上が図れるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週前を目途に発送している。
集中日を回避した株主総会の設定	会計年度を12月1日から11月30日としている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期および第3四半期決算後に各1回、合計年2回の定期説明会を実施。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末および第2四半期決算発表に伴い機関投資家向けに説明会を実施。	あり
IR資料のホームページ掲載	短信、株主通信、IR説明会資料、招集通知、決議通知	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務経理本部本部長　市田　行雄	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を定め、会社ホームページに開示。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得、環境報告書を会社ホームページに掲載。 医療機関への寄付。 伝統文化普及活動への協賛。 ボランティア休暇制度。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業行動憲章を定め、会社ホームページに開示。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に基づいて、次のとおり当社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を整備します。（会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハ）

【1】取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第１号）
1．当社は、代表取締役社長直轄の「情報セキュリティ管理室」を設置しており、情報セキュリティマネジメントマニュアル等の諸規程等を定め、当社が取り扱うすべての情報資産を適切に保護するための情報セキュリティマネジメントシステムを確立して、情報処理設備およびそこで扱われている情報の不正利用、破壊および滅失の防止ならびに天災等からの保護に努めることとします。（当社は、「ISO27001」の認証を一般財団法人日本品質保証機構より受けております。）
2．当社は、「個人情報保護コンプライアンスプログラム」を定めており、個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じる体制を整備し、個人情報の保護に努めることとします。（当社は、「プライバシーマーク」の付与を一般財団法人日本情報経済社会推進協会より受けております。）
3．当社は、法令に基づき備置および公示義務のある書類をはじめ、会社経営および業務執行に係る重要文書の保存およびその管理を適正かつ円滑に行うことを目的として、「情報センター」を設置しており、「情報センター運営規則」を定め、重要文書の登録、保存および閲覧等に関する取り扱いを一元的に管理することとします。

【2】損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第２号）
1．当社は、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程および職務権限規程をはじめとする諸規程において、職務権限およびその行使に関する所定の手続きを定め、取締役会、代表取締役社長、取締役、執行役員および管理職社員の責任と権限を明確にし、業務を執行することとします。
2．当社は、代表取締役社長直轄の「予算編成委員会」を設置しており、各部署の業務計画に対する進捗状況、予測状況およびそれらの推移に係る予算統制を執行し取締役会へ報告することとします。
3．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、役職員による不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めることとします。
4．当社は、次の国際標準のマネジメント要件を具備したマネジメントおよびそのリスクに対処するシステムを構築しており、継続的かつ実践的な運用を行うこととします。
ア．情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）
イ．品質マネジメントシステム（ISO9001，CMMI）
ウ．環境マネジメントシステム（ISO14001）
5．当社は、事業継続計画を策定して災害等による損失の危険に備えるとともに、企業集団の全般的な取り組みとして、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【3】取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第３号）
1．当社は、中長期事業計画、予算および経営課題等に関する重要な経営情報の共有化を図る一方、社員からの提案制度に基づく経営への提言機会を設けるとともに、能力主義の具現化および人事評価の公平性を保つため、人事評価プロセスの明確化および評価結果の社内開示等を行っており、経営全般に関する透明度を高め、社内の組織的および人的牽制機能を確立し効率的な職務執行を実践することとします。
2．当社は、毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。
3．当社は、執行役員制度を導入しており、「取締役会の経営に関する意思決定機能ならびに業務執行に対する監視監督機能およびその責任」と「執行役員の業務執行機能およびその責任」との区分を明確化することとします。

【4】取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第４号）
1．当社は、法令の遵守はもとより広く社会一般から求められている価値観や倫理観に基づいて誠実にかつ責任を持って行動するために、「企業行動憲章」を定めており、この憲章を遵守して企業活動に取り組むこととします。
2．当社は、「企業行動憲章」で『良き企業市民として、会社の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を開き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言するとともに、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨を役職員に周知し、徹底することとします。
3．当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役を構成員とする「CSR委員会」を設置しており、企業のガバナンス体制およびコンプライアンス体制の構築と整備ならびに監視を行なうこととし、企業の社会的責任、企業倫理および法令遵守の意識の周知徹底を図ることとします。
4．当社は、代表取締役社長直轄の「監査室」を設置しており、業務執行ラインとは異なる立場で会計監査、組織および制度監査、業務監査等を実施し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告するとともに、監査対象部署に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。

【5】当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号）
【5】-1．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-イ）
1．毎月開催する当社の定例取締役会において、各子会社の業務計画に対する進捗状況および決算期時点における予測状況ならびにそれらの推移について報告を求めており、取締役全員が問題の所在を共有化して対策できる環境を整備し、その充実を図ることとします。

【5】-2．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-ロ）
1．当社は、リスク管理の基本方針を定め、当社および企業集団の業務に係るリスクの識別と対処についての包括的なシステムを構築し、事業の継続を確保するための体制を整備することとします。

【5】-3．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-ハ）
1．代表取締役社長直轄の「監査室」は、企業集団の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するために業務監査を実施または統括し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努め、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告するとともに、監査対象会社に改善事項を勧告してその改善状況を監視することとします。
2．監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとします。

【5】-4．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第2項第５号-ニ）
1．当社は、企業集団各社のCSR（Corporate Social Responsibility）ならびに経営理念および基本戦略を尊重するとともに、業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための諸施策ならびに企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範および規則を整備することとします。

【6】監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第１号）

1．当社は、監査等委員会が職務の補助者を要請する場合には、監査等委員会付社員を置くこととします。
なお、監査等委員会の職務を補助する取締役は置かないこととします。
2．当該社員の任命、異動等人事権に係る事項については、監査等委員会の事前の同意を得て、取締役会が決定することとします。

【7】前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員会である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第2号）
1．監査等委員会の要請に基づいて監査等委員会付社員を置く場合、当該社員は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
2．当該社員の人事考課等については、監査等委員会の評価に基づいて監査等委員会の事前の同意を得て取締役会が決定することとします。

【8】監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第3号）
1．監査等委員会付社員を置く場合、当該社員が監査等委員会の指揮命令に従うものである旨を周知徹底することとします。

【9】監査等委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第110条の4第1項第４号）
【9】-1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第4号－イ）
1．当社は、毎月開催する定例取締役会において、各部署の業務計画に対する進捗状況および事業年度末時点における予測状況ならびにそれらの推移を報告することとしており、必要に応じ、監査等委員以外の取締役および社員の職務執行について意見交換を実施することとします。
2．監査等委員以外の取締役および社員は、法令または定款に違反する重大な行為および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告することとします。
3．当社は、社員がコンプライアンスに関して問題等を発見した場合の相談および通報窓口として「ヘルプライン」を設置しており、その担当部門は通報の状況について、通報者の保護に配慮したうえで、監査等委員会に適時報告することとします。
4．監査等委員は、「情報センター」に保存管理されている会社経営および業務執行に係る重要文書について、独自の判断に基づき随時閲覧可能となっており、必要な場合には、監査等委員以外の取締役および社員に説明を求めることができることとします。

【9】-2．子会社の取締役および使用人または当該取締役および使用人から報告を受けたものが当社の監査等委員会に報告をするための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第４号－ロ）
1．子会社の取締役および社員は、法令等の違反行為および企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を当該子会社の監査役ならびに当社の監査等委員会および当該子会社を管理する当社部門に報告することとします。

【10】前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第５号）
1．当社は、監査等委員会への報告を行った当社ならびに子会社の取締役、監査役および社員に対して、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、企業集団の役職員に周知することとします。

【11】監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第６号）
1．監査等委員が職務の執行に伴う費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用または債務を支払うこととします。
2．監査等委員の職務の執行に伴い発生する経常的な監査費用については、毎期、一定額の予算を設けることとします。

【12】その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第110条の4第1項第７号）
1．監査等委員は、必要に応じて会計監査人および顧問弁護士等の意見を求め、また、監査室の内部監査結果の報告を受け、適時、当該関係者との意見交換を実施することができることとします。
2．監査等委員は、会計監査人の四半期レビューおよび期末監査に係る関連各部署責任者への結果報告会に出席するとともに、会計監査人からの監査状況の報告連絡会等において、意見交換を実施することとができることとします。
3．監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、監査上の課題および監査体制の整備等について意見交換を実施することができることとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「企業行動憲章」において、『良き企業市民として、会社の発展に貢献するとともに、広く社会に眼を聞き、企業の行動が社会常識から逸脱しないよう常に注意を払い、政治および行政との適切な関係を保つ。』と、会社の内外に向けて宣言しております。
また、「企業行動憲章に基づくコンプライアンス行動指針」において、市民社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する旨の指針を全社員に周知し、徹底することとします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

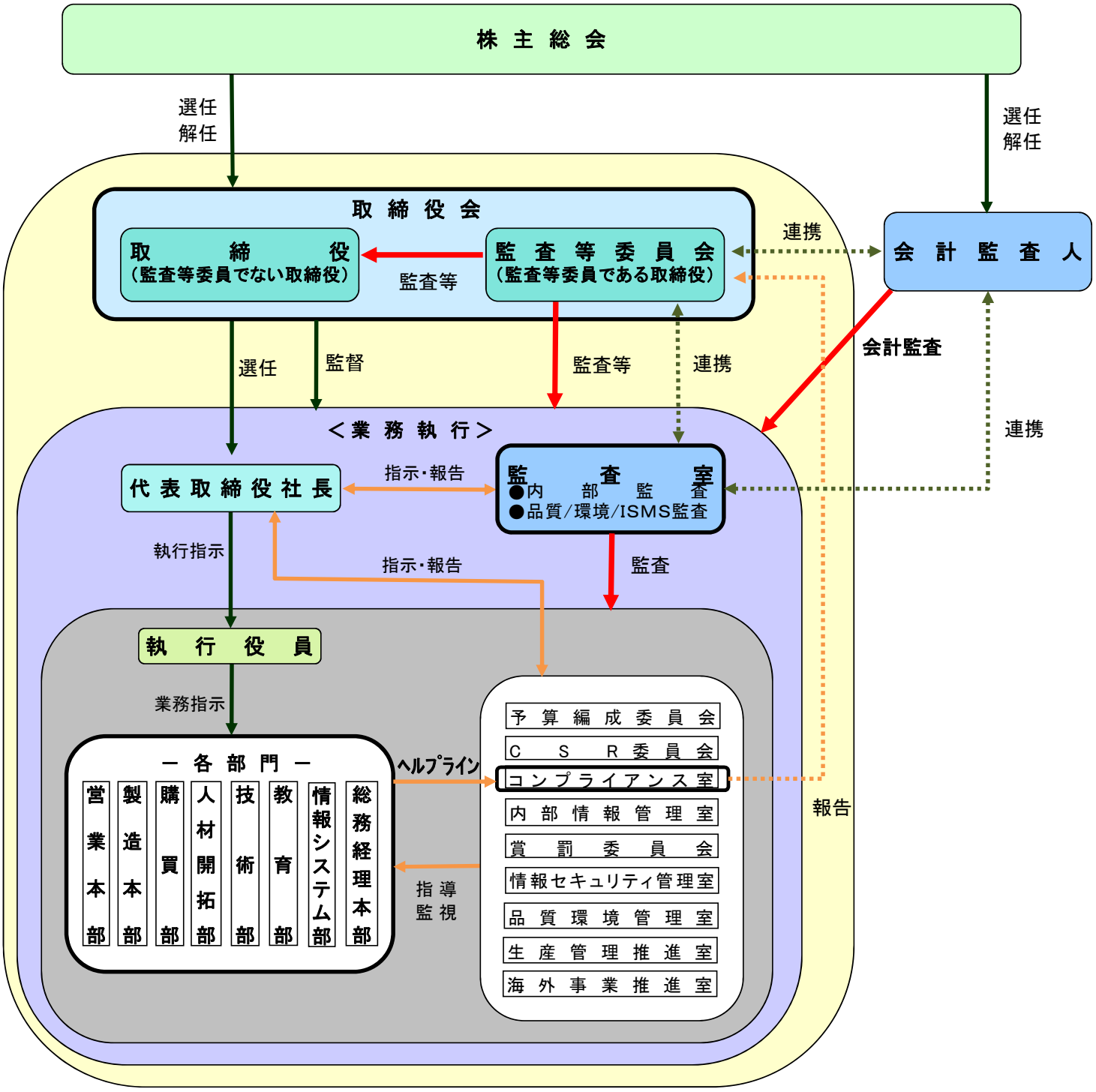
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

内部統制の体制図


株主総会
選任
解任
選任
解任
取締役会
取締役
（監査等委員でない取締役）
監査等委員会
（監査等委員である取締役）
監査等
連携
会計監査人
選任
監督
監査等
連携
会計監査
連携
＜業務執行＞
代表取締役社長
指示・報告
監査室
●内部監査
●品質/環境/ISMS監査
執行指示
指示・報告
監査
執行役員
業務指示
－各部門－
営業本部
製造本部
購買部
人材開拓部
技術部
教育部
情報システム部
総務経理本部
ヘルプライン
予算編成委員会
CSR委員会
コンプライアンス室
内部情報管理室
賞罰委員会
情報セキュリティ管理室
品質環境管理室
生産管理推進室
海外事業推進室
指導
監視
報告

適 時 開 示 体 制 の 概 要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

１．重要事実が発生した場合の情報共有化

重要事実が発生した場合、各担当部門の長は、以下の重要な会議にて重要事実を報告し、当該情報を共有化するとともに対策を検討しております。

（重要な会議）

会議名称	頻度	構成員	議長
定時取締役会	毎月	・取締役	代表取締役社長
部門間会議	隔週	・監査等委員以外の取締役および常勤の監査等委員である取締役 ・各本部の本部長および副本部長 ・各部の部長（製造部部長は除く） ・必要に応じて、製造部部長ならびに各部の課長	代表取締役社長（予算編成委員会主催）

２．内部情報の管理統括部署

内部情報の管理統括部署は内部情報管理室としており、内部情報の把握、管理および公表などを統括しております。

各部門で内部情報が発生した場合は、各部門の内部情報管理責任者（各部門の長）が、内部情報管理室へ届出を行い、内部情報管理室は「会社情報適時開示ガイドブック」および「金融商品取引法」などを参考に、適時、適切な開示を行っております。

３．内部監査、監査等委員会

当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、業務執行ラインとは異なる立場で、業務執行の状況を監査し、不正および過誤の防止ならびにそれらの早期発見に努めております。

また、監査等委員会が企業集団の連結経営に対応した企業集団全体の監視および監査を実効的かつ適正に行えるよう、監査等委員会と会計監査人および監査室との緊密な連携体制を構築することとしています。

適時開示に係る社内体制の仕組みを図示いたしますと次のとおりであります。

